

令和 5 年度

鎌ヶ谷市

コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業補助金



補助金の上限

 $1/2$

50万円

補助金の上限

3/4

100万円

実績報告会 を
開催します

对象

日時

場所

由 认

・市商工振興課(445-1240)まで

申請期間 令和5年5月15日(月)～6月2日(金)

詳細は裏面へ

子育て・福祉・環境等の
地域課題を従来にない
新たな仕組み・手法により
ビジネスとして解決する
事業です。



市の商工業の発展に寄与する
地域資源を活用した新商品や
独創的な新製品・新技術など
を開発・提供する事業です。



対象者

対象者	主な補助要件
市内で新サービスを 開始しようとする個人	・市内に1年以上居住していること ・市税を滞納していないこと
市内で新サービスを 開始して1年未満の 個人、法人又はその他の団体	・個人の場合 ⇒市内に1年以上居住していること ・法人又は団体の場合 ⇒代表者が市内に1年以上居住していること ・市税を滞納していないこと
市内で新サービス 以外の業務を1年 以上継続して営んでいる個人、 法人又はその他の団体	・市税を滞納していないこと

補助対象経費

事業所開設等の経費	新改装費及び備品費
	使用料及び賃借料
	設立登記費用
事業の促進に要する経費	謝金
	原材料費
	委託料及び外注費
	広告宣伝費
	印刷製本費
	消耗品費
	資格及び知的財産権取得に要する経費

申込み

《 問い合わせ 》 鎌ヶ谷市役所商工振興課 TEL:047-445-1240

申請書等の必要書類を商工振興課窓口へ。

※要項・様式のダウンロードは、市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/jigyosha/syoutokoushinkou/comven.html> 又は二次元バーコードからお願いします(機種によっては、バーコードを読み取れない場合があります。)

